第

5 5 1 5

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2016年)$ 平成28年 7月 22日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$

△ 建物附属設備等の償却方法の変更手続き

A:変更する事業年度の申告期限までに届出書を提出してください。

【解説】

償却方法の変更は、変更する事業年度開始の日の前日までに変更承認申請書を所轄税務署長に提出して、承認を受けるのが原則となっていますが、建物附属設備や構築物の償却方法が定額法に一本化されたことから、平成28年4月1日以後最初に終了する事業年度において、既存資産の償却方法を変更する場合には、その事業年度の確定申告書の提出期限までに一定の事項を記載した届出書を提出すれば、税務署長の承認があったものとみなされることとなっています。

届出書に記載する一定の事項は、次のとおりです。

- ①新たな償却方法
- ②変更しようとする理由
- ③届出をする法人の名称等
- ④償却方法を変更する減価償却資産の種類等
- ⑤現によっている償却方法及びその償却方法 を採用した日
- ⑥その他参考となるべき事項







